

## 高潮特別警戒水位の設定及び運用について

### 1 概要

平成27年5月の水防法改正により、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化のため、浸水想定区域を公表する制度及び高潮による氾濫に対して、避難勧告発令判断や住民の避難判断に資するよう高潮特別警戒水位を定め、周知する制度が新たに創設された。

それに伴い、東京都は想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性について対策を講じることを目的とした高潮浸水想定区域図を作成した。

この高潮浸水想定区域図をもとに、高潮特別警戒水位が設定され、令和2年4月から運用が開始されている。台風がもたらす高潮による海岸や河川から氾濫が発生する切迫性を、住民にお知らせするための基準の水位（潮位）となる。

### 2 高潮特別警戒水位の運用について

基準水位観測所（辰巳水門）で高潮特別警戒水位（※1 A.P. +3.9m）に達した段階で※2 高潮氾濫危険情報が東京都から※3 対象区に伝達される。

高潮氾濫危険情報を発表する段階ではすでに高潮警報（高潮特別警報）が発表され、避難勧告等が発令されていることが想定されることから、区は水平避難が遅れた住民に対して域内垂直避難を想定した避難勧告もしくは避難指示発令を判断する際の目安として活用する。

なお、高潮氾濫危険情報は報道機関を通じて一般に周知される。

※1 A.P.：荒川工事基準面、東京湾壺岸島量水標の目盛による基準面零位を基準とする基本水準面（Arakawa Peil）

※2 高潮氾濫危険情報：基準水位観測所（辰巳水門）の水位（潮位）が高潮特別警戒水位に達した段階で発表する情報のこと。（避難勧告等の目安となる警戒レベル4相当情報）

※3 対象区（12区）：千代田区、中央区、港区、品川区、大田区、墨田区、江東区、江戸川区、北区、板橋区、足立区、葛飾区